

## こども福祉医療センターの新施設整備について

### 1 これまでの経緯

- 昨年 2 月に外部有識者からなる「県立こども福祉医療センター整備検討委員会」が、「民間が整備運営する施設に対し、県が関与・支援を行うとともに、政策的な事業を県が委託する方式により、茨城町の桜の郷において整備を行うこと」を第 1 案とする報告書を知事に提出。
- これを受け、利用者や関係団体への説明会等を実施。
- この中で、特に整備場所について、水戸養護学校の関係者から、「センターと水戸養護学校が離れることは、医療的ケアが必要な児童・生徒にとっては、命にも関わる切実な問題であり、学校との連携・協力関係を考慮して、隣接の旧水戸産業技術専門学院跡地において整備を進めて欲しい。」という要望が出される。
- このため、整備検討委員会の委員に再度意見を伺うなどした結果、「2 新施設整備の基本方針」により整備を進めることとしたもの。

### 2 新施設整備の基本方針

県内唯一の肢体不自由児施設である現在のセンターの機能を発展的に引き継ぎ、利用者の要望に応えられる充実した施設を整備することを最優先に、以下の方針により整備を進める。

#### (1) 整備運営形態

今後も県内唯一の肢体不自由児施設の機能を維持し、サービスの充実を図るため、民間が整備運営する施設に対し、機能を充実・強化するための財政支援や政策的な事業の委託などによって、県が責任を持って関わっていく方式（民立民営）により整備を進める。

#### (2) 整備場所等

現在の水戸養護学校との連携・協力関係を重視し、「旧水戸産業技術専門学院跡地」に整備することとし、引き続き、県立こども病院、県立医療大学附属病院等とも連携を図っていく。

#### (3) その他

新施設の事業者は、入所待機者が多く、NICU からの転院先の確保の面からも整備の緊急性の高い重症心身障害児施設を一体的に整備運営できることを条件に今年度中に選定する。選定にあたっては、外部有識者を含めた「事業者選定委員会(仮称)」を設置し、将来にわたって安定的に、優れた施設運営が可能な事業者を選定する。

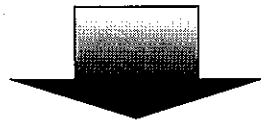
### 3 整備運営形態の考え方

○新施設の整備に当たっては、次の3つの目的を全て実現することが必要である。

- ①県内唯一の肢体不自由児施設として、手術機能をはじめとする現在の施設機能を堅持すること。
- ②機能訓練（リハビリ）の充実や訪問リハビリの実施など、さらに施設機能を充実させること。
- ③入所待機者が多い重症心身障害児施設を早急に整備すること。

○運営主体を考えるうえでは、次の事情を考慮する必要がある。

- ▼重症心身障害児施設について、既に「県立あすなろの郷」を設置しており、県の財政事情や新たな医師を確保することは難しいことなどを考慮すれば、県が新たな施設を早急に設置運営することは、現実的には困難であること。
- ▼他県でも、肢体不自由児施設に重症心身障害児施設を併設している例が多く、両施設を併設し、一体的・効率的に運営することにより、経営的にも成り立つとされていること。
- ▼民間法人へのアンケート結果では、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設とも複数の法人が施設の整備運営が可能であると回答していること。



○ これらの事情を考慮して、3つの目的をあわせて実現するためには、民間の機動性や柔軟性といった良い面を活かしながら、民間が事業主体となった場合の安定性や公平性などについての不安を払拭するため、民間が整備運営する施設に対し、機能を充実・強化するための財政支援や政策的な事業の委託などによって、県が責任を持って施設整備と運営の両面において継続的に関わっていく方式（民立民営）が最も望ましいと判断したもの。

○ 民間に施設の整備・運営の全てを任せるということではなく、県が将来にわたって関与・支援することによって、現在のセンターが持っている機能や他の関係機関との連携・協力関係等を将来にわたって維持・発展させていく。

#### 4 新施設の概要等（現時点の方向性）

##### （1）定員

種 別	入所定員	備 考
肢体不自由児施設	30名以上	母子入所5名以上
重症心身障害児施設	60名以上	

※短期入所、日中一時支援、それぞれ10名以上

##### （2）機能

現在のセンターの後継機関として、現行の肢体不自由児施設としての機能を堅持するとともに、以下の機能について充実・強化を図る。

##### ① 機能訓練（リハビリ）

機能訓練士の増員や訓練時間の延長等を公募条件として設定し、民間の臨機応変な対応力を活かし、現在の訓練総コマ数の2倍程度を目標に機能訓練の強化を図る。

（参考）全国の肢体不自由児施設を対象に本県が調査したデータ（H22.6月）

・外来患者一人当たりの月平均の訓練実施回数 (回)

	理学療法	作業療法	言語聴覚療法
公立公営 (本 県)	1.5 (0.9)	1.0 (0.5)	0.8 (0.5)
民立民営	2.4	2.1	1.9

・機能訓練士数 (人)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
公立公営 (本 県)	7.5 (6)	4.0 (4)	2.9 (2)
民立民営	11.2	9.3	5.3

・訓練の1日のコマ数

*公立公営	8コマ	9施設 (本県)
	9コマ	9施設
	10コマ	3施設
*民立民営	8コマ	0施設
	9コマ	11施設
	10コマ	8施設
	11コマ	1施設

## ② 診療科目等

内科その他の診療科目を設置することを公募条件として設定し、民間法人の医師を有効活用すること等により、18 才以上への対応等の充実を図る。また、医師の確保、特に現在の医師等に継続して診療などにあたってもらうことについては、県が主体的に調整等を行う。

## ③ 重症心身障害児施設としての機能

重症心身障害児については、在宅の18歳以上の方の新規入所も可能となり、肢体不自由児施設から重症心身障害児施設への継続入所も可能となる。  
(重症心身障害児施設の整備要望に対応するとともに、肢体不自由児施設と併設することにより、施設運営の合理化、効率化を図ることが可能。)

## ④ 県からの委託事業

- 県が政策的に行うべき次のような事業を事業者へ委託し、その実施を担保する。
- ・在宅の肢体不自由児に対する訪問リハビリテーション等の地域療育等支援事業
  - ・発達障害児に対する診断等の医療的支援事業
  - ・小児リハ推進支援センターとしての事業

## (3) その他

### ① 県の関わりの担保

事業の委託等での関わりのほか、施設の運営方針の決定や運営状況の把握等を行う「施設運営委員会（仮称）」等を設置し、県が構成員として参画することにより、将来にわたって県の関わりを担保していく。

### ② 新施設への移行措置等

入所者はじめ現施設の利用者は新施設がそのまま引き継ぐものとし、治療や訓練の継続性を確保し、新施設への移行を円滑に進めるため、事前に相当の期間、事業者から職員の受入れ等を行うとともに、現在の職員の希望や事業者の要望によっては、移籍や県職員の身分のままの派遣などについても検討する。

担当（問い合わせ先）

〒310-8555

水戸市笠原町978-6

茨城県保健福祉部障害福祉課

企画グループ 齊藤、矢島

TEL 029-301-3357

FAX 029-301-3370

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp